

お知らせ

学生納付特例制度の申請はお済みですか？

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。が、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である過程）に在学する学生等です。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月以降に再申請の用紙が届きますので、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)1600

柔道整復師が行う施術内容の調査にご協力ください

市では、医療費の適正な支出のため、整骨院や接骨院で施術を受けた方に負傷部位、

負傷した状況、受診日数、一部負担金の支払額等の施術内容の確認のため、文書による照会を行っています。今年度は、株式会社日本サポートサービスに委託して実施します。

日ごろから受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合は必ずご自身でご記入の上、回答にご協力をお願いします。

国民保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)1600

はり・きゅう・マッサージ等利用の助成について

市では、末しょう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ方に、はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成を行っています。

◆助成要件

末しょう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ満40歳以上75歳未満で茂原市国民健康保険に加入している方。ただし、申請時に納付期限が到来している国民健康保険税を完納している世帯の方。

◆助成額

施術1回につき800円。

◆助成方法

施術所の利用券を交付します。（1日1枚、月4枚、年間24枚まで利用可能）

◆申請方法

①保険証、②印鑑（朱肉使用のもの）を持参し、国保年金課または本納支所で申請してください。

※対象施術所は国保年金課までお問い合わせいただくか、同課ウェブページをご覧ください。

国民保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)1600

在宅寝たきり者等歯科保健事業のご案内

市では、茂原市長生郡歯科医師会の協力により、寝たきりや体が不自由で外出できず、歯科健診を受ける機会に恵まれない方に、在宅訪問歯科事業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うことにより、口腔内の衛生状態を改善し、口腔機能の維持・回復や全身的な機能の向上を図ることが期待できます。

◆対象

①65歳以上の寝たきりの方
②障害などにより外出困難な方

※①・②とも介護保険法による歯科部門の居宅療養管理指導のサービスを受けている方および施設入所者を除く。

◆内容

①口腔内清掃および義歯清掃などの歯科保健指導②歯周疾患、う蝕などに対する応急処置③往診歯科医療の必要性の把握（市内の協力歯科医師が訪問します。）

◆実施制限

1年に1回限りで自己負担はありません。なお、以後の治療が必要な場合は保険診療となります。

国民保健センター
☎(25)1725、FAX(25)1865

忘れずに納付しましょう！

固定資産税・都市計画税（第1期）の納期限は5月7日④です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、固定資産税・都市計画税の納税通知書は4月10日④に発送しました。

また、市税等の納付には、納め忘れのない安心で確実な口座振替をおすすめします。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

国民保年金課（2階）
☎(20)1578、FAX(20)1609

4月は「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」です！

年度当初は進学・就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わります。モデルやアイドル等の勧誘を装い、若い女性が性的な被害を受ける問題が発生しています。こうした問題は、被害者の心身に深い傷害です。この運動期間をきっかけに、女性活躍の前提となる安全で安心な社会づくりを進めましょう。

相談窓口

◆警察相談専用電話

☎#9110（最寄りの警察署でも対応します）

◆女性の権利ホットライン

☎0570(070)810
※8時30分～17時15分（土日休日除く）

子育て支援課子育て家庭相談室（2階）
☎(23)5500、FAX(20)1610